



長野県告示第81号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な土地の区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定します。

令和3年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（要措置区域）
塩尻市大字大門字原405番の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 法第7条第1項の規定により指示した措置
地下水の水質の測定

水大気環境課

長野県告示第82号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和3年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
塩尻市大字大門字原405番の一部
- 2 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第83号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和3年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第84号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和3年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第85号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点【10B34】復旧測量）
- 2 作業期間
令和2年10月19日から令和3年8月31日まで
- 3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県告示第86号

千曲市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量
数値地形図 修正測量 地図情報レベル2500
- 2 作業期間
令和2年6月30日から令和3年2月16日まで
- 3 作業地域
千曲市

建設政策課

長野県告示第87号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

令和3年3月1日

長野県知事 阿部守一

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
川向柳野線	木曾郡南木曾町読書2805番の3地先から 木曾郡南木曾町読書2650番の48地先まで	道路改良	令和3年1月26日

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年3月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月1日

長野県伊那建設事務所長 米倉剛

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊那生田飯田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
駒ヶ根市東伊那987番の3地先から 駒ヶ根市東伊那973番の1地先まで	旧	7.9~12.3	0.1651
同上	新	10.1~14.3	0.1651

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年3月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月1日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下条米川飯田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡泰阜村三耕地2143番の1地先から 下伊那郡泰阜村三耕地2299番の2地先まで	旧	6.0~23.0	0.2668
同上	新	9.6~48.2	0.2668

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年3月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月1日

長野県伊那建設事務所長 米倉剛

- 1 路線名 伊那生田飯田線
- 2 供用を開始する区間
駒ヶ根市東伊那987番の3地先から
駒ヶ根市東伊那973番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年3月1日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年3月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月1日

長野県飯田建設事務所長 細川 容 宏

1 (1) 路 線 名 152号

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡大鹿村大字大河原1813番の1地先から
下伊那郡大鹿村大字大河原1783番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年3月1日

2 (1) 路 線 名 下条米川飯田線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡泰阜村三耕地2143番の1地先から
下伊那郡泰阜村三耕地2299番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年3月1日

道路管理課



公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

令和3年3月1日

長野県知事 阿部 守 一

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

令和3年度地方公会計新システム導入支援業務及び財務書類作成支援業務

(2) 業務内容

仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書によります。

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条

第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。

(6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者には、これらに加入していること。

(7) 過去3年間に都道府県又は政令指定都市における同種業務の履行実績を有していること。

3 選定方法及び審査基準等

令和3年度地方公会計新システム導入支援業務委託及び財務書類作成支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施公告（以下「実施公告」という。）によります。

4 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財政課

電話 026 (235) 7042

5 参加申込書の提出期限及び方法

(1) 提出期限 令和3年3月15日（月）午後5時

(2) 提出方法 持参又は郵送によります。

6 企画提案書の提出期限及び方法

(1) 提出期限 令和3年4月12日（月）午後5時

(2) 提出方法 持参又は郵送によります。

7 その他

詳細は、実施公告及び仕様書によります。

8 Summary

(1) Nature of duties:

FY 2021 subcontract for supporting the installation of a new local public accounting system and preparation of financial statements

(2) Contract duration:

From contract date to March 31, 2022

(3) Application submission deadline:

Date and time: Monday, March 15, 2021,
5:00 p.m. (JST)

Address: Nagano Prefectural Government,

General Affairs Department, Finance Division

692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano

City, Nagano 380-8570

Japan

Submission method: Mail or in-person

(4) Proposal submission deadline:

Date and time: Monday, April 12, 2021,
5:00 p.m. (JST)

Address: Nagano Prefectural Government,

General Affairs Department, Finance Division

692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano

City, Nagano 380-8570

Japan

Submission method: Mail or in-person

(5) Contact information:

Nagano Prefectural Government,

General Affairs Department, Finance Division